平成19年5月30日 規則第49号

(趣旨)

(条例第2条第9号エの規則で定める船舶)

- 第1条の2 条例第2条第9号エの規則で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。
  - (1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人が所有する船舶
  - (2) 専らボート,カヌー等に係る競技会又は訓練における審判又は救護の用に供する船舶 (平23規則5・追加)

(喫煙禁止区域の告示)

- 第2条 条例第8条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 喫煙禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域
  - (2) 喫煙禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日
  - (3) 喫煙場所として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する場所
  - (4) 喫煙場所として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日

(花火禁止区域の告示)

- 第2条の2 条例第13条の2第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 花火禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域
  - (2) 花火禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日
  - (3) 花火を禁止する時間 (平21規則33・追加)

(バーベキュー等禁止区域の告示)

- 第2条の3 条例第15条の2第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) バーベキュー等禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域
  - (2) バーベキュー等禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日 (平23規則5・追加)

(プレジャーボート等航行禁止区域の告示)

- 第2条の4 条例第15条の4第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) プレジャーボート等航行禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域
  - (2) プレジャーボート等航行禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日
  - (3) プレジャーボート等の航行を禁止する時間 (平23規則5・追加)

(勧告)

第3条 条例第18条の規定による勧告は、勧告書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急や

むを得ないときは、口頭により行うことができる。

(命令)

第4条 条例第18条の規定による命令は、命令書(様式第2号)により行うものとする。ただし、緊急や むを得ないときは、口頭により行うことができる。

(過料)

- 第5条 条例第21条第1項の規定による過料を科すときは、あらかじめ告知・弁明書(様式第3号)により告知し、弁明の機会を付与する。
- 2 条例第21条第1項の規定による過料を科すときは、過料処分通知書(様式第4号)により行う。
- 3 条例第21条第1項の規定により処する過料の額は、2,000円とする。

(身分証明書)

第6条 条例第18条の規定による勧告及び命令並びに条例第21条第2項の規定による過料を科すため の手続その他の行為を行う職員は,身分証明書(様式第5号)を携帯し,関係者に提示しなければなら ない。

(平23規則5・一部改正)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成21年6月29日規則第33号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第5号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

様式(省略)